

第17回研究会（J 金融業，保険業）における主な御意見とその対処方針（案）

1 研究会における御意見

No.	御意見	対処方針（案）
1	<p>○ 学資ローンサービスの区分可能性について 統合分類「一般消費者向け貸付サービス」において学資ローンサービスを区分できるのか確認してほしい。</p>	<p>○ 学資ローンについて確認したところ政府系金融機関の中には融資件数及び金額を公表している機関もあるが、銀行へヒアリングを行ったところ区分することは難しいとの回答を得たため、学資ローンは区分せず分類構成は原案のままとしたい。</p>
2	<p>○ 「貸付サービス以外の資金運用」について 「貸付サービス以外の資金運用」について、「準生産物」のようなものとして設定するなど、事務局で名称や扱いを改めて検討してほしい。 また、NAPCS で何故資金運用に係る分類項目（自己口座における売買目的有価証券・商品契約）を設定しているかということも確認してほしい。</p>	<p>○ 「貸付サービス以外の資金運用」については、第18回研究会で了承された「生産物に関連して把握が必要な収入項目の取扱いについて」を踏まえ、生産物に関連して把握が必要な収入項目として取り扱うこととしたい。 ○ なお、NAPCS における資金運用サービスとみられる「自己口座における売買目的有価証券・商品契約」について、アメリカセンサス局に確認したところ、NAPCS では資金運用に係る取引は生産物の対象としているが、その成果である運用益は対象外としているとのことであった。一方で、アメリカ経済センサス等の実際の統計調査では、利息や配当金などの運用益を記入させており、このように NAPCS と実際の統計調査において扱いが異なる事例が一部見られるとのことであった。</p>
3	<p>○ ネットバンキングについて 原案ではネットバンキングを特に区分していないが、その理由を整理しておくべきである。</p>	<p>○ 大分類G情報通信業においてはソフトウェアを物理的媒体と配信用に区分しているが、これは物理的媒体が輸送可能財であることから区分しているものである。 一方で、ネットバンキングと通常の預金・貸付サービスとは、輸送可能財か否かの違いはなく、サービスを受ける手段は異なるが同じサービスと考えられるため、区分しないこととする。</p>
4	<p>○ 生産物の産出先の区分の取扱いについて クレジットカードに係る生産物について、同じ生産物でも国内の家計消費と輸出など、産出先が異なる場合に区分するか否かについては、全体を通じて整理する必要があることから、事務局において検討してほしい。</p>	<p>○ 「国内向け」と「輸出向け」については、第18回研究会において検討を行った「事業者向け」及び「一般消費者向け」の生産物の整理方針（案）を準用して整理することとする。 なお、「クレジットカード加盟店向けサービス」の国内と国外の区分については、サービスの用途及び質はほぼ同じと考えられ、区分可能性については、インターネットを利用した場合は難しい可能性もあるが、国外の店舗で利用した場合は区分可能と考えられるため、原案どおり最下層分類で国内と国外を区分することとする。</p>

5	<p>○ クレジットカードのポイントサービスについて クレジットカードの加盟店サービスに係る手数料にポイントサービスに係る手数料が含まれているか、経済産業省において確認してほしい。</p>	<p>○ 協会に確認したところ「クレジットカード会社のポイントは、クレジット会社がカード会員に対して自社のカードを利用してもらうために提供している販売促進手段と考えられ、個々の加盟店とは直接関係がないことから、加盟店サービスに係る手数料には、ポイントに関する手数料は含まれておりません。」との回答が得られた。</p>
6	<p>○ 企業メセナによるサービスについて 企業メセナのように、費用はかけているが無料で提供しているサービスについてどう取り扱うか、今後検討する必要があるのではないか。</p>	<p>○ 企業メセナの主だったものには、企業が自ら主催するコンサートや講演会などの文化活動の実施、美術館や劇場などの文化施設の運営、非営利団体などへの資金の提供がある。 これらについて、コンサートや講演会などは大分類N「生活関連サービス業、娯楽業」において設定している興行サービスとしてとらえ、文化施設の運営は大分類K「不動産業、物品賃貸業」において設定している「会議室・ホール等賃貸サービス」としてとらえている。 一方、寄付や助成、奨学金など資金を提供している場合は生産物ではないため、コストを推計するための分類を設定することは考えていない。</p>
7	<p>○ 「信用取引サービス」について 「信用取引サービス」のうち、利息と品貸料が区分できるのか、金額規模も含めて今後事務局で確認してほしい。</p>	<p>○ 証券会社にヒアリングを行ったところ、利息と品貸料の区分はしていないとのことであった。 また、金額規模については公表資料などでは確認できなかったため、同証券会社にヒアリングしたところ、顧客から受ける取引所への委託売買に占める信用取引の規模は小さいとのことであった。 したがって、分類構成は原案のままとしたい。</p>
8	<p>○ 「投資信託サービス（販売手数料を除く）」について 投資信託も不動産投資信託と同様に、運用会社、信託銀行及び販売会社のサービスを別々に設定することについて、事務局で改めて検討してほしい。 また、別々に設定するというのであれば、運用会社、信託銀行及び販売会社の各サービスの金額規模などを踏まえて事務局で検討してほしい。</p> <p>〈原案〉 (統合) 投資信託サービス(販売手数料を除く) (最下層) 投資信託サービス(販売手数料を除く)</p>	<p>○ 投資信託や不動産投資信託の市場規模について調べたところ、国内の株式投資信託数は6,129本、国内の上場不動産投資法人数は61本(平成30年11月13日、一般社団法人投資信託協会「数字で見る投資信託」より)と、数に大きな差がある。 株式投資信託の運用会社が得ている委託者報酬は金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)において「委託者報酬」として計上し、不動産投資顧問会社が得ている資産運用業務の報酬は「運用受託報酬」として計上しており、他の収入との区分可能性が高いと思われる。 一方、信託銀行にヒアリングを行ったところ、不動産投資信託から得ている資産保管手数料及び一般事務受託手数料は規模が小さいため、他の収入と区分することは困難であるとの回答を得た。</p>

		<p>また、証券会社にヒアリングを行ったところ、投資信託の代行手数料は区分可能であり、不動産投資信託を売買する際の委託手数料についても区分可能であるとの回答を得た。</p> <p>これらを踏まえ、「投資信託サービス（販売手数料を除く）」は削除し、運用会社、信託銀行及び販売会社の投資信託の信託報酬を対価とするサービスを、以下網掛け項目のとおり整理することとしたい。</p> <p>〈修正案〉</p> <p>※ 下線を引いた項目は、新たに設定したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用会社の委託者報酬 （統合）投資運用サービス（不動産投資顧問サービスを除く） （最下層）<u>投資信託運用サービス（不動産投資顧問サービスを除く）</u> その他の投資運用サービス（不動産投資顧問サービスを除く） ・信託銀行の受託者報酬 （統合）信託サービス （最下層）<u>信託サービス</u> ・販売会社の代行手数料 （統合）<u>投資信託販売会社による投資信託事務代行サービス</u> （最下層）<u>投資信託販売会社による投資信託事務代行サービス</u>
9	<p>○ 「その他の金融商品取引サービス」から「不動産投資信託取引サービス」を区分することについて</p> <p>現在、「その他の金融商品取引サービス」の中の内容例示としている不動産投資信託取引手数料について、サービスの性質や金額規模も考慮してこれを独立した最下層分類とすることについて、事務局で検討してほしい。</p>	<p>○ No. 8 対処方針記載のとおり不動産投資信託を売買する際の委託手数料は他の収入と区分可能であるが、投資法人数が少なく他の金融商品と比べると市場規模も僅かと思われるため、原案のとおり「その他の金融商品取引サービス」に含めることとしたい。</p>
10	<p>○ 「不動産信託受益権等提供サービス」の扱いについて</p> <p>特定目的会社や投資法人のアウトプットは不動産賃貸収入とし、生産物は「不動産信託受益権等提供サービス」ではなく「不動産賃貸サービス」とするので、そのように分類項目を修正してほしい。</p> <p>また、特定目的会社や投資法人の収入のうち固定資産として保有している不動産の売却益は基本的に生産物ではないので、この点にも留意して事務局において取扱いを検討してほしい。</p>	<p>○ 左記ご意見に沿って「不動産信託受益権等提供サービス」を生産物リストから削除し、代わりに特定目的会社等の生産物として「非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）」、「住宅賃貸サービス」及び「駐車場・自転車駐輪場サービス」を設定し、小分類 649 その他の非預金信用機関の副業とする。</p> <p>また、特定目的会社等が保有する賃貸用不動産の売却益は、生産物に関連して把握が必要な収入項目の一つである「賃貸用不動産の譲渡」と</p>

		して取り扱うこととしたい。
11	<p>○ 「経営・事業支援サービス」の名称について</p> <p>「経営・事業支援サービス」という名称は見直しの余地があると思うので、よりふさわしい案があれば提案してほしい。</p> <p>〈原案〉 (統合) 経営・事業支援サービス (最下層) 経営・事業支援サービス (定義) 証券会社や銀行及び地域金融機関から提供される、事業先に対する経営支援サービス。 ○ M&A、資産査定、事業承継、不動産証券化、ビジネスマッチング等に係る経営支援サービス。 × 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料、投資運用サービス。</p>	<p>○ 銀行業界においては「経営・事業支援サービス」という名称でサービス内容を十分認識できると思われる一方で、証券業界においては「投資銀行業務」という呼称が一般的であることから、定義を以下のとおり修正することとしたい。</p> <p>また、名称については他のサービスと区分を明確にするため「金融機関による経営・事業支援サービス」へ修正することとしたい。</p> <p>〈修正案〉 (統合) 金融機関による経営・事業支援サービス (最下層) 金融機関による経営・事業支援サービス (定義) 証券会社が事業者に対して提供する投資銀行業務及び銀行等が事業者に対して提供する経営支援サービス ○ M&A・資産査定・事業承継・不動産証券化・ビジネスマッチング等に係る経営支援サービス × 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料、投資運用サービス、証券会社・銀行等以外の事業者が提供する事業者向け経営コンサルティング</p>
12	<p>○ 「共済サービス」の取扱いについて</p> <p>原案では、共済が行うサービスを別の分類としているが、サービスとしての本質は生命保険や損害保険と変わらないことから、「共済サービス」は「生命保険サービス」と「損害保険サービス」にそれぞれ含める方向で修正してはどうか。</p>	<p>○ 左記ご意見を踏まえ、「共済サービス」については「生命保険サービス」と「損害保険サービス」にそれぞれ含めることとしたい。</p>
13	<p>○ 「海上・運送保険サービス」の区分について</p> <p>「海上・運送保険サービス」については、GDP 精度向上という観点からは、海上・航空・道路や国際・国内に区分することに意味があるので、区分可能性について検討してほしい。</p>	<p>○ 関係業界団体に対して意見照会を行ったところ、「海上・運送保険サービス」については、陸上運送・船舶・貨物海上・航空に区分し把握可能との回答を得た。しかし、各項目を国際・国内に区分することは元データの加工・再計算の必要があるため困難であるとの回答を得た。</p> <p>これらを踏まえ、「海上・運送保険サービス」は、最下層分類において陸上運送・船舶・貨物海上・航空に区分して整理することとしたい。</p>
14	<p>○ 生産物のアウトプットの定義の記述について</p> <p>生産物分類で生産物のアウトプットをどこまで定義するか、SNA や統計調査における定義との関係をどこまで記述するか悩ましいところで</p>	<p>○ 第 20 回研究会の資料 3「サービス分野の生産物分類(案)」の中で整理することとする。</p>

	はあるが、全体として齟齬がないように事務局において整理してほしい。	
--	-----------------------------------	--

2 研究会後に寄せられた御意見

	御意見	対処方針（案）
15	<p>○ 「預金・貸出業務サービス」の名称について</p> <p>「預金・貸出業務サービス」という名称は、「預金サービス」や「貸付サービス」と混同されることが懸念されるので、名称を「預金・貸出関連業務サービス」などに変更した方がよいのではないかと。また、内容例示に記載されている「代金取立手数料、代金取立及び送金の返却・組戻手数料」は、取立為替に係る手数料であることから「為替サービス」に含めることが適当である。</p>	<p>○ 左記ご意見を踏まえ、「預金・貸出業務サービス」を「預金・貸出関連業務サービス」に変更し、内容例示の「代金取立手数料、代金取立及び送金の返却・組戻手数料」は削除した。</p> <p>なお、「為替サービス」の定義において取立為替サービスを含む旨は従来から記載済である。</p>
16	<p>○ リース業代理業務について</p> <p>「その他の金融代理サービス」の内容例示にリース業代理業務が含まれているが、リース業は物品賃貸業に当たるので「その他の金融代理サービス」に含めるのは適当ではないと思われる。</p>	<p>○ 左記ご意見を踏まえ、リース業代理業務は「その他の金融代理サービス」の内容例示から削除することとしたい。</p> <p>リース業代理業務の収入は、代理しているリース会社からの手数料収入であることを確認したことを踏まえ、リース業代理サービスについては、大分類Rサービス業（他に分類されないもの）において設定している「その他の事業者向けサービス」に含めることとしたい。</p>
17	<p>○ 金融商品の引受け・募集に係るサービスについて</p> <p>株式、債券等の金融商品の引受け・募集サービスは、統合分類「金融商品取引サービス」のそれぞれの最下層分類に含まれており、これらの分類項目はいずれも需要先が事業者と一般消費者の混在となっているが、金融商品の引受け・募集サービスは、事業者を対象としたサービスであり、投資家を対象とした委託手数料とは産出先が異なるため、別の統合分類を設定し、区分したほうがよいのではないかと。</p>	<p>○ 左記ご意見を踏まえ、金融商品の引受け・募集サービスを推計する分類を以下のとおり新たに設定し、統合分類「金融商品取引サービス」のそれぞれの最下層分類の定義及び内容例示から、金融商品の引受け・募集に係るサービスを削除することとしたい。</p> <p>（統合）金融商品引受け・募集サービス （最下層）株式引受け・募集サービス 債券引受け・募集サービス その他の金融商品引受け・募集サービス</p>
18	<p>○ 「その他の金融商品取引、商品先物取引サービス」の名称について</p> <p>中分類 65 のバスケット項目名「その他の金融商品取引、商品先物取引サービス」は、金融業共通のバスケット項目として設定してはどうか。</p> <p>〈原案〉</p>	<p>○ 中分類 65 のバスケット項目「その他の金融商品取引、商品先物取引サービス」と中分類 62～64 の共通バスケット項目「その他の銀行業、協同組織金融業、非預金信用機関サービス」に同じサービス（保護預りサービス）が含まれていることから、保険業を除く金融業（中分類 62～66）において共通するバスケット項目を以下のとおり設定することとしたい。</p>

	<p>(統合) その他の銀行業、協同組織金融業、非預金信用機関サービス (統合) その他の金融商品取引、商品先物取引サービス (統合) その他の補助的金融サービス</p>	<p>〈修正案〉 (統合) その他の金融サービス</p>
--	---	-----------------------------------

3 研究会後に新たに得られた情報

	御意見	対処方針 (案)
19	<p>○ 「信託サービス」について 信託銀行へヒアリングを行ったところ、信託報酬を需要先別に区分することは難しいとの回答を得た。</p> <p>〈原案〉 (統合) 信託サービス (最下層) 一般消費者向け信託サービス 事業者向け信託サービス</p>	<p>○ 左記ヒアリング結果を踏まえ、最下層分類を「信託サービス」のみとすることとしたい。</p> <p>〈修正案〉 (統合) 信託サービス (最下層) 信託サービス</p>
20	<p>○ 「円貨両替サービス」及び「外貨両替サービス」について 銀行へヒアリングを行ったところ、両替に係る収入を「円貨両替サービス」と「外貨両替サービス」に区分することは、銀行の経理部門では区分することは困難との回答を得た。</p> <p>〈原案〉 (統合) 円貨両替サービス (最下層) 円貨両替サービス (統合) 外貨両替サービス (最下層) 外貨両替サービス</p>	<p>○ 「円貨両替サービス」と「外貨両替サービス」の用途は異なるが区分可能性が低く、また、主に銀行において提供される「円貨両替サービス」は規模が小さいものと考えられるため、統合分類で「両替サービス」を設定し、最下層分類として「円貨両替サービス」と「外貨両替サービス」を設定することとしたい。</p> <p>〈修正案〉 (統合) 両替サービス (最下層) 円貨両替サービス (最下層) 外貨両替サービス</p>
21	<p>○ 「一般消費者向け火災保険サービス」及び「事業者向け火災保険サービス」について 関係業界団体に対して意見照会を行ったところ、火災保険に係る収入は物件種別であれば区分可能だが、「一般消費者向け火災保険サービス」と「事業者向け火災保険サービス」に区分することは不可能との回答を得た。</p> <p>〈原案〉</p>	<p>○ 左記ヒアリング結果及びNo. 12並びにNo. 13を踏まえ、「損害保険・損害共済サービス」は最下層分類にて以下のとおり区分することとしたい。</p> <p>〈修正案〉 (統合) 損害保険・損害共済サービス (最下層) 住宅向け火災保険・火災共済サービス 非住宅向け火災保険・火災共済サービス</p>

<p>(統合) 損害保険サービス</p> <p>(最下層) 一般消費者向け火災保険サービス</p> <p>事業者向け火災保険サービス</p> <p>自動車保険サービス</p> <p>傷害保険サービス</p> <p>海上・運送保険サービス</p> <p>その他損害保険サービス</p>	<p>自動車保険・自動車共済サービス</p> <p>傷害保険・傷害共済サービス</p> <p>陸上運送保険・陸上運送共済サービス</p> <p>船舶保険・船舶共済サービス</p> <p>貨物海上保険・貨物海上共済サービス</p> <p>航空保険・航空共済サービス</p> <p>その他の損害保険・損害共済サービス</p>
---	--